

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向等を平素から十分に把握し、具体的な紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和6年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局から関係分野に関する情報収集等を行った。

政策担当部局からのヒアリング

1 令和6年7月30日 第244回委員会

総合通信基盤局から「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン（案）」について、資料に基づき説明があった。

➤ ガイドラインの目的

昨今、音声伝送役務に係る接続において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して、意図的に接続料収入を得ようとする「トラヒック・ポンピング」が発生していると指摘されており、このような行為を抑止するとともに、「トラヒック・ポンピング」において見られる「着信インセンティブ契約」に関する業務改善命令の適用の考え方を示すものである。

➤ トラヒック・ポンピングの禁止

トラヒック・ポンピングはトラヒックの量を意図的に増大させ、他の電気通信事業者の業務への影響のほか、ネットワークの輻輳等の問題を発生しかねず、電気通信の健全な発達や利用者の利益の保護などの公共の利益を著しく阻害するおそれがある。このため、トラヒック・ポンピングを発生させるおそれのある、以下のような典型的な不適切な着信インセンティブ契約については、業務改善命令の要件に該当し得る。

(1) 接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約

(2) 接続する他の電気通信事業者の契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高い着信インセンティブ契約

➤ その他

総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や電気通信事業者間の協

議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じて本ガイドラインの見直しや所要の行政上の対応を行っていくこととする。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】 業務改善命令の要件に該当し得る「接続協定において料金を定めることとされている電気通信事業者の合意のない他者料金設定トラヒック・インセンティブ契約」について、この契約により需要の把握が難しくなるという実質的な理由は理解するが、接続協定において、需要の把握をさせる義務が書いてあることは普通ないと思う。具体的にどの部分が不適切と考えているのか。
- 【2】（【1】に関連して、）需要が変化することによって将来の料金設定が影響を受けると思うが、これについては、現在の料金設定のみならず、将来の料金設定の在り方も含めて考えているのか。
- 【3】 本ガイドライン（案）は、着信インセンティブ契約を締結していることを前提としたトラヒック・ポンピングのみを対象としているのか。

<担当部局>

- 【1】 発信側事業者と着信側事業者の間で利用者料金の設定権は発信側事業者にあると協定で合意したにも関わらず、発信側事業者の同意を得ることなく、発信側利用者に発信量に応じた金員を支払うことは、利用者料金に一部関与しているものと考えられ、これが接続協定に反すると考えられる。利用者料金が金員のやりとりを通じて実質的に変化し、この結果として、需要の把握が困難となる。
- 【2】 急にトラヒックが増加したり、それが継続したりすることになれば、それに応じて料金も変化し、場合によってはサービスの停止にも繋がるため、将来に影響するものも対象としている。
- 【3】 本ガイドライン（案）は着信インセンティブ契約を前提としたトラヒック・ポンピングに関するものが対象。今後、着信インセンティブ契約を介さないトラヒック・ポンピングが起きてくれば、改めて必要な措置を考えていきたい。

2 令和6年10月8日 第245回委員会

総合通信基盤局から「接続料の算定等に関する研究会第八次報告書の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

「接続料の算定等に関する研究会」第八次報告書について、資料に基づき概要の説明があった。

- ① 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処
トラヒック・ポンピングに関する調査結果を踏まえ、着信インセンティブ契約の接続ルール上の取扱い等を検討したことについて説明があった。
- ② モバイル接続料のさらなる適正化の推進
モバイル接続料費用配賦WGにおいて、音声伝送役務／データ伝送役務間の費用配賦見直し、見直しの適用時期、激変緩和措置等について検討したこと及び令和5年度届出接続料の検証を踏まえて、予測値の算定方法や原価等の適正性の確保について検討したことについて説明があった。
- ③ 卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく検証）
接続との代替性が不十分とされているNTT東日本・西日本の光サービス卸及び接続との代替性評価を保留されているMNO3社のモバイル音声卸について検証をしたことについて説明があった。
- ④ 卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸電気通信役務等の協議の適正化）
改正電気通信事業法（令和5年6月施行）において導入された特定卸電気通信役務制度等について、料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議状況、制度関連事項等を検証したことについて説明があった。
- ⑤ MNOとMVNOの間のイコールフットイングの確保（モバイルスタックテスト）
モバイルスタックテスト指針に基づき、MVNOから要望が寄せられたサービス等について、本件検証を行う合理性を議論したうえで、検証対象を決定し、MNOによる検証を実施したこと及びその結果について、その妥当性を確認したことについて説明があった。
- ⑥ 5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放の推進
5G（SA方式）のネットワーク構成を踏まえた機能開放について、その協議状況を確認するとともに、今後の接続ルール等を検討したことについて説明があった。
- ⑦ 第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性の向上
第一種指定電気通信設備の接続料原価に含まれるシステム関連経費の透明性の確保の在り方について、実態を確認したうえで具体的に開示する情報について検討したことについて説明があった。
- ⑧ 加入光ファイバ等の提供遅延の改善
NTT東日本・西日本の加入光ファイバの提供遅延の実態等を確認したうえで、必要な対策を検討したことについて説明があった。
- ⑨ 市場変化に対応した外国政府等との協定等に関する見直し

電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定等の認可について、その対象の見直し等を検討したことについて説明があった。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

【1】 第一種指定電気通信設備に係るシステム関連経費等の透明性確保について、接続料原価に含まれる関連経費は、各社の営業秘密として比較的その開示を求めるのが難しいという理解であるが、今回はどの程度の開示が想定されているのか。

【2】（【1】に関連して、）開示される情報は4つ（開発・改修に係る想定機能数、機能ごとの想定費用及び接続料への想定影響額/影響期間、機能ごとの想定費用・接続料への想定影響額の確定額、開発の規模に関する情報・想定ライン数）とのことだが、接続料原価に含まれる関連経費とは、この4つが基本となるのか。

<担当部局>

【1】 営業秘密と情報開示はトレードオフの関係にあることを踏まえて検討した。開示する情報は、開発・改修に係る想定機能数、機能ごとの想定費用及び接続料への想定影響額/影響期間、機能ごとの想定費用・接続料への想定影響額の確定額、開発の規模に関する情報・想定ライン数の4つを明記することが適当であるとした。

【2】 基本的には、先に挙げた4つの情報を開示してもらう。ただし、開示する情報については、機能ごとに十分に細分化された費用を示すことができるか等の状況や、接続事業者の意見を踏まえて、今後も必要に応じて見直しをしていくこととしている。

3 令和6年11月18日 第246回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証（令和5年度）年次レポート」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

以下について、資料に基づき報告の概要説明があった。

1. 電気通信事業分野における市場検証の概要
2. 電気通信事業分野における市場動向の分析結果
市場動向の分析にかかる重点的検証に関する項目として①及び②、定期的・継続的に行っている実態把握の項目として③から⑥までについて検証を実施。
 - ① 固定系ブロードバンド市場を巡る市場環境の変化の影響（重点的検証項目）
 - ② 音声通信を巡る市場環境の変化の影響（重点的検証項目）
 - ③ 移動系通信市場
 - ④ 固定系通信市場
 - ⑤ 法人向けサービス市場
 - ⑥ 研究開発競争の状況把握
3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果
事業法に基づく禁止行為規制や、これまでの各関係事業者に対する各種要請文書に記載された検証項目に基づき、次に掲げる検証を実施。
 - ① 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証（重点的検証項目）
 - ② 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認
 - ③ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認
 - ④ 情報漏えいリスク、国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスク、その他の各事業者において重要リスクとして定めるものへの対応等のモニタリング
 - ⑤ 未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証
4. その他、令和6年度市場検証の実施スケジュール、令和6年度における市場検証に関する年次計画の概要

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】固定系ブロードバンドの市場で、個人向けはF T T Hアクセスサービスとワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の間に代替性があると認識され、法人向けは代替性があるとまで認識されていないという結果になったのはなぜか。

- 【2】 今後、無線の安定性が改善されれば、法人向けも、代替性を感じるような結果になることも予想されるのか。
- 【3】 重点的な検証の対象として、固定系ブロードバンド市場を巡る市場環境の変化の影響と、音声通信を巡る市場環境の変化の影響を選んだ理由は何か。また、その変化について、比較的長いスパンで考える場合と、短いスパンで考える場合があるが、区別して検討しているか。
- 【4】 モニタリングについて、上場企業以外にも広げていく計画はあるか。
- 【5】 (【4】に関連して、) 例えばNTTの場合、内部監査や様々な外部監査等も行っているが、その状況や結果を利用して最終的な結論を導き出しているのか。
- 【6】 個人向けの音声通話について、LINEを代替的と認識しているという結果が出ているが、なぜLINEに偏っているのか等分かったことはあるか。
- 【7】 研究開発競争の状況把握について、どのような形であれば研究開発競争が適正と判断しているのか。
- 【8】 NTTの研究成果を用いて実用化開発をしている事業会社には、NTTの関係会社のみならずソフトバンクやKDDI、楽天なども含まれるのか。
- 【9】 ウェブモニターによるアンケート調査ではサンプルバイアスがかかっている可能性があることを意識したほうがよい。国内には日本国籍でない方も多くいて、ウェブのモニター登録している方へのアンケート調査では把握が難しいのではないか。本当の意味での日本の電気通信市場というものをどう把握していくかについて、中長期的に検討していく体制等をどのように考えているか。
- 【10】 元々NTTの基礎研究については、完全にオープンにするということではなかったと思う。どういった理由で今回の法改正によりNTTの義務が外れたのか。
- 【11】 NTTとソフトバンクや楽天、KDDIは川下で開発競争をしていると思うが、公平な立場にあると考えるか。
- 【12】 MVNOもシェアが少しずつ増えてきており、今後、MNO 3社が市場の大半を占める状況から変化していくということであるが、見通しの根拠があれば教えていただきたい。

<担当部局>

- 【1】 個人向けについては、法人ほどサービスの安定性を重視していないということなどが考えられる。
- 【2】 無線の品質、サービスの安定性向上により、用途に応じて、部分的に代替性が認識される傾向になると考えている。

- 【3】固定系ブロードバンドには、その提供に当たって無線を活用するサービスが新しく出てきており、そういった無線の活用が市場に与える影響を検証しておくことが、今後の市場の分析や競争の評価において重要になるのではないかと考え、重点的検証項目に設定している。音声通信については、ウェブ会議ツールやアプリケーションによる音声通話サービスが出てきていることに加え、特に固定電話に関しても、一部ワイヤレス・無線を使いつつ、固定電話のように使えるというサービスが出てきており、それが市場に与える影響を分析したいと考え、設定している。スパンについて、今回は短期的なスパンで検証をしているが、今後テクノロジーが変化していけば状況も変わることもあり得るので、継続的な分析が必要な場合は、短期的に見つつも、長期的なスパンでも変化を見ていくという両面で分析することになると考えている。
- 【4】現時点ではすぐに拡大する予定はないが、状況を見つつ、必要があれば、対象を拡大していくことも含めて検討していきたい。
- 【5】各社において行われている内部監査の結果をヒアリングしている。事業者ごとに特徴もあるため、他社の優良事例を他の会社にどのように取り込んでいけば業界全体としていい方向にいくのかという観点でモニタリングを行っている。
- 【6】国内では、LINEの音声通話機能を使う方が相当数いるため、このようなアンケート結果となったが、特にLINEに限定して聞いているわけではない。今後、ほかの海外系のアプリも日本市場の中で使われる数が増えていけば、この結果も変わる可能性がある。
- 【7】本年4月のNTT法の改正により研究成果の推進や、研究成果の普及の責務が撤廃されたため、研究開発競争はどういった形が適正かは、その前後で整理を変えていく必要がある。令和6年度の検証の中で、どのように進めていくのかを検討していく。
- 【8】成果を用いて実用化開発を行っているという事業者会社というのは、NTTグループの事業会社である。
- 【9】アンケートには一定の限界があることも踏まえ、正確に市場の全体の状況を調査する必要があるという場合には、国内向けにサービスを提供している外国の事業者も含めて、法令に基づいて様々な情報を報告していただくことも含めて検討していきたい。
- 【10】法律に基づく責務規定は撤廃し、会社の経営判断において、迅速かつ効率的なやり方をしていただくことが、これからの国際競争の中でもいいのではないかという審議会での議論の結果も踏まえ、法改正を行った。
- 【11】NTTと他の事業者とで異なる部分が一定程度あることを考える必要があるというのはご指摘のとおり。他方で、NTTが電電公社から承継したことが、これからBeyond 5G、6Gといった研究開発を進めるときにど

こまで競争上有利に働くのかは、冷静に分析をする必要があるため、ケース・バイ・ケースでしっかりと見ていくことが必要と考えられる。

【12】 経年的な推移を見ると、MVNOのシェアも増加傾向が続いている。制度面においては、大手のMNOに対してはネットワーク設備をほかの事業者に開放するためのルール整備もかなり進んでいる状況にある。これらを踏まえると、MVNOのシェアは今後も一定程度は増えていくことが考えられ、MNO 3社が市場の大半を占める状況が変化していくと考えられる。

4 令和6年12月16日 第247回委員会

総合通信基盤局から「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申(案)」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申(案)」について、資料に基づき概要説明があった。

本件は、2023年8月に情報通信審議会に諮問され、議論が行われてきたもので、2024年2月の第一次答申において「速やかに実施すべき事項」として整理された事項は、NTTの研究開発に関する責務の廃止や外国人役員規制の緩和などを盛り込んだ改正NTT法(2024年4月施行)において措置済み。今回は、第一次答申で「今後更に検討を深めていくべき事項」として提言されたユニバーサルサービス、公正競争、国際競争力、経済安全保障などの事項について、引き続き議論が行われ、最終答申(案)として取りまとめられたもの。

主に以下について説明があった。(特に、委員会の所掌と関係が深い項目は、「公正競争の確保の在り方 関係」のうち「線路敷設基盤の開放の促進等の在り方」及び「ユニバーサルサービスの確保の在り方 関係」となっている。)

➤ 公正競争の確保の在り方 関係

1. 公正競争の確保に関する基本的な考え方
2. NTT東西の通信インフラの在り方
3. NTT東西等の業務の在り方
4. NTTグループに関する公正競争の確保の在り方
5. ネットワークの開放の促進等の在り方
6. 線路敷設基盤の開放の促進等の在り方

鉄塔等のみを建てるインフラシェアリング事業者は電気通信事業者に該当せず、現状では鉄塔等を建てる際に土地や建物を使用する公益事業特権が付与されないため、インフラシェアリング事業者についても、総務大臣の認定を受ければ公益事業特権を付与することが適当としている。ただし、付与する際の条件として、鉄塔等が回線設置事業に利用されることや、回線設置事業者が鉄塔等を利用する場合の適正性や公平性、安定性等を担保することのほか、インフラシェアリング事業者の貸出条件や料金に係る争いが生じた場合について、委員会のあっせん・仲裁等の対象とすることが適当としている。

7. 市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方

➤ ユニバーサルサービスの確保の在り方 関係

ブロードバンドは、未整備地域の解消等が課題であり、ブロードバンドを提供する責務を担う者がいない状況である。これを踏まえた取組として、最終保障提供責務(他事業者が提供していない地域において利用希望者に対し提供する責務)を新設することが適当としており、その責務の担い手が近隣の事業者設備の貸出し等の協力を求めた場合には、その協議に応じる義務を課し、この協議に応じない場合や、協議に応じても条件や料金に争いが生じる場合について、委員会のあっせん・仲裁等の対象とす

ることが適当としている。

電話についても、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに追加した上で、NTTの負っている電話のあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直すことが適当としており、近隣事業者の協議応諾義務等はブロードバンドと同様とすることが適当としている。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】 インフラシェアリング事業について、携帯事業者1社が鉄塔を建て、他の会社に使わせること、合弁会社をつくり、インフラシェアリング事業者にすること、不動産事業者等の全く通信に関係ない事業者が鉄塔を建てて複数の通信事業者に使わせること、これら全てが想定されているのか。
- 【2】 ユーザーはハードとして端末を常に持ち続けるが、ネットワークの仮想化・クラウド化により、バックグラウンドは段々と物理的な設備からクラウドを含めたネットワークに移行していくと思う。そうなった場合、設備がなくなっていくのか、それとも設備に対するアクセス方法が課題になるのか。
- 【3】 国際競争力や経済安全保障については、最先端の技術を持っていないとその保持が難しくなると思う。このため、NTTなどが研究開発を牽引したほうが、国際競争力や経済安全保障に関与できると考えるが、今後の検討の方向性はどうか。

<担当部局>

- 【1】 いずれのパターンも想定されているが、非電気通信事業には公益事業特権が付与されないため、制度整備の要望があったもの。インフラシェアリング会社が回線設置事業者にインフラを貸し出す際に、適正・公平な利用が図られるよう、貸出条件等、しっかり義務付けを行った上で制度整備することとしたい。
- 【2】 物理的な回線設備やルーターは、当然今も今後も必要であるが、これからのルーター等は非常に汎用的な設備となり、用途によって使う機能を変えることができる。例えば、クラウド事業者から機能を借りて、状況に応じてルーター等の使う機能を変えるなど、設備そのものと機能で分かれることが想定される。
- 【3】 NTTの研究開発の責務は2024年4月に廃止したが、本来業務として基礎研究をやらなければならない位置付けは変わっていない。他事業者や他業種は基礎研究所をなくして基礎的な研究を実施していない中で、NTTがこれまでの蓄積を生かして基礎研究を行っていくことは必要と考えている。

5 令和7年2月18日 第248回委員会

総合通信基盤局から「携帯電話の基地局整備等」について説明を受け、意見交換を行った。

説明の概要

委員会の行うあっせん・仲裁について、電波法においては、①無線局の開設又は無線局に関する事項の変更による混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約に関する紛争、②終了促進措置に関する契約に関する紛争が対象とされていること、また、委員会の行う紛争処理の対象としてインフラシェアリングに関する対応の追加が検討されていることから、5Gの携帯電話の基地局整備を取り巻く最新の動向について、資料に基づき説明があった。

主な内容は以下のとおり。

- 5Gのカバレッジ拡大と3つの特徴（超高速、超低遅延、多数同時接続）を実現するため、現在、幅広い周波数帯を活用して5Gの整備が進められている。
- 令和5年度末時点の5Gの基地局数は、事業者ごとにばらつきはあるものの、総数としては約26万局。人口カバー率は、携帯キャリア4者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）を重ね合わせると98.1%。
- 携帯電話用周波数の割当においては、開設指針に照らして、絶対審査（最低限の要件を満たしているか）、（申請が複数の場合は）比較審査を実施。
- 新たに開設する無線局の免許時の審査に当たっては、既設の無線局に混信を与えることのないように、既設の無線局の免許人と周波数の共用について合意していることを審査項目の1つとしている場合がある。
- 終了促進措置について、直近ではソフトバンクに対して既存利用者がいる周波数帯（4.9GHz）を割当てており、この際の絶対審査基準においては、既存無線局の移行に最低限必要な金額を確保できること、「終了促進措置に関する計画が、開設指針第5項の規定（終了促進措置の実施すること、既存登録人等と終了促進措置の内容について協議を行うこと等）を順守していること等が定められている。
- 5Gの周波数の特性上、より多くの基地局整備が必要となるため、インフラシェアリングの重要性が高まっている。
- 日本は諸外国と比較するとインフラシェアリングの導入率が低いですが、昨今はインフラシェアリングに事業として参入する企業も増えてきている。
- 総務省では、補助事業や国有・公有施設等の活用、ガイドラインの策定等の施策を実施して、インフラシェアリングの取組を後押ししている。また、携帯電話事業者により構成されている（公社）移動通信整備基盤協会と民間インフラシェアリング事業者が協力・連携して5Gインフラ整備の促進を行っていくような取組も始まっている。

委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

- 【1】直近のソフトバンクに対する周波数割当てにおける終了促進措置に関する審査基準は、当事者の合意よりもある程度決められた基準に該当するかどうかの内容となっているように思うが、例えば、既存無線局の所有者に対して、譲渡金等に関するやりとりは発生するのか。
- 【2】現在、5GHz帯無線アクセスシステムについては公的な機関が保有しているケースも多いと思うが、この移行に当たっては災害時のアクセスポイント等、公的な必要性といった観点からの配慮も必要と思う。これについては総務省において判断をしていくのか。
- 【3】(公社)移動通信基盤整備協会と民間シェアリング事業者による5Gインフラシェアリングの協力整備について、民間の事業者も含めてある種の競争を促進する必要性もある一方で、共同でインフラを整備する側面もあり、どのようなバランスでやっているのか。
- 【4】民間シェアリング事業者が設備を携帯電話事業者に貸し出す場合において、その貸出条件は取引の自由により自由に設定できるという考え方がある一方で、一般消費者向けに通信を提供する事業者であれば同じ条件で公平に使わせるべきという考え方もある。これについては国としてどのような考え方を取っていくのか。
- 【5】インフラシェアリングについて、事業者間の調整の難しさ等のデメリットや問題点はあるか。
- 【6】欧米におけるインフラシェアリングの導入率はどうか。
- 【7】携帯電話事業者が子会社をつくってインフラシェアリング事業に参入することも可能なのか。
- 【8】インフラシェアリング事業者が日本では非常に少ないため、国としてはこれを推進していきたいというスタンスなのか。また、事業者からすると5Gを個別に整備するよりも共同で整備したほうが効率的なのか。

<担当部局>

- 【1】周波数移行に当たっての設備の取得や工事等の費用を、新たに周波数を割当てられる携帯電話事業者が負担することについて、協議の上、一件一件合意していただく必要がある。移行する免許人が1者であれば比較的協議は簡単だが、多数の免許人がいる周波数帯においては、相手方が多数ということに加え、必ずしも無線システムに明るくない方も含まれていることから、丁寧に協議をして合意していくことが必要と考えている。
- 【2】直ちに現在使われている無線システムが使えなくなるわけではなく、10年後に使用期限を設けている。国としては、10年後までに移行するという方針を既存登録人に対して複数回周知しており、当該周波数帯を携帯電話に割当てていくという大きな方針について、理解を得た上でこれまで進めてきたところ。

- 【3】 そのバランスは難しい点と認識している。現在、民間のインフラシェアリング事業者の事業が拡大している状況で、これまで携帯電話事業者が共同で整備してきたエリアについてもビジネス領域となっており、それぞれの利害対立や、協力していく必要性が認識され始めた段階と承知している。
- 【4】 現状では、例えばどこを協調領域とみるか、競争領域とみるかが刻々と動いているような状況であり、明確な線引きがないため、これから国も含めた共通認識が醸成されていくと考えている。事業の発展や電波の適正な監理の観点からも、よく検討していくべき課題と認識している。
- 【5】 インフラシェアリングを利用する携帯電話事業者をしっかりと確保できるか、事業者を複数者確保できていない段階において、シェアリング施設を整備するリスクをどれくらい取れるか等は1つの調整要素としてあると考えている。
- 【6】 欧米においても、インフラシェアリングのシェアは一般的に高くなっている。
- 【7】 子会社がインフラシェアリング事業に参入することは可能。事業者同士が共同で会社を設立し、5Gを整備していく動きもある。
- 【8】 国としては様々な後押しの策も設けており、推進している立場にある。5Gは周波数の特性上、多くの基地局の整備が必要となるため、共同で整備することにより、事業者として設備投資を減らせるメリットがあると理解している。

委員会における施設視察

令和7年3月26日 第249回委員会

株式会社JTOWERの5Gインフラシェアリング設備の視察を行い、意見交換を行った。

第2章 令和5年度調査研究結果の報告

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した、令和5年度調査研究結果の概要について、第244回委員会（令和6年7月30日）で報告を受け意見交換を行った。

【説明の概要】

1 目的

今後、5G（SA）等の新たな電気通信サービスの進展に伴い、電気通信事業者間紛争の複雑化が想定されていることから、我が国で発生することが想定される紛争事案を把握するため、諸外国における紛争事例を調査し、電気通信事業者間の競争条件に係る紛争の円滑な処理に資することを目的とする。

2 調査結果

（1）海外主要市場における情報通信分野の紛争・意見対立の傾向

海外主要市場（米国、EU、英国、ドイツ、フランス、韓国）における情報通信分野の事業者間の紛争・意見対立について調査を行った結果、その傾向を以下の五つに類型化した。

- ・一つ目は、大手プラットフォームによる競争阻害の懸念についてのものである。EUでは、Spotifyが、AppleのApp Storeの利用規約に競争他社へのサイトへの誘導を制限する規定があることは競争阻害行為だという指摘をしていることに対して、Appleは、Spotifyと欧州委員会がApp Storeのルールを不当に変更させようとしていると反論している事案があり、現在係争中である。また、フランスでは、Metaが、オンライン広告会社向けのAPIを突然遮断したことに対して、フランスのオンライン広告会社Criteoが、市場支配力の濫用であると指摘している事案もあるが、これは、Metaが、商慣行を改善するとの誓約書を既に競争当局に提出済みであると述べており、解決済みである。
- ・二つ目は、電波資源の公正な割当てについてのものである。韓国では、LG U+が、過去の周波数オークションで干渉の懸念のある帯域開放が留保され自社の5G確保帯域は他社より少ないため、追加割当て優遇を受けたことは当然と主張していることに対して、SKテレコムとKTは、その5G周波数追加割当て方式はLG U+の主張を一方的に反映したもので公正ではないと不満を表明している事案がある。LG U+への追加割当てにより事業者間対立は終了した。

- ・三つ目は、ネットワーク整備コスト負担の在り方についてのものである。韓国のSKブロードバンドが、トラヒックの増加に伴うインフラ増強費用について、Netflixに一部負担すべきとの意見をしていることに対して、Netflixは、その義務はないと反論している事案であり、放送通信委員会の裁定に持ち込まれ、平行して裁判にもなったが、突如両者が和解（和解の内容は非公開）し、協力関係が始まっている。また欧州では、ドイツテレコムが、プラットフォーマーはネットワークコストを負担すべきと主張したことに対し、Netflixがそれが実現すると一種の税金になり、消費者に悪影響を及ぼすと反論している事案もある。
- ・四つ目は、接続や卸の協定・設備開放等についてのものである。ドイツのテレフォニカ・ドイツが、既に5G周波数を獲得したMNOとなった1&1（ワンアンドワン）に対し、自分たちが貸しているネットワークの利用料をMVNO向けのものからMNO向けのものに見直すべきとの主張しているのに対し、1&1は、サービス提供を始めていないためMVNOとしての契約は有効と主張している事案であり、BNetzAが1&1のMVNO事業の終了期限を設定した。1&1はテレフォニカ・ドイツとの契約交渉を終了し、MNOとして他社と新たにローミング契約締結した。
- ・五つ目は、クラウド大手と生成AI企業の提携による競争阻害の懸念についてのものである。米国の連邦取引委員会FTCが、大手クラウド事業者が生成AIの学習データや専門人材を占有するような競争阻害のおそれがあるのではないかとといった観点から調査を始めているのに対し、Microsoftは、クラウドと生成AIの連携は、AI分野の競争を促進し、結果的にイノベーションを加速させ、世の中に貢献しているといった反論をしている事案がある。

①大手プラットフォーマーによる競争阻害の懸念

- ・ EU、フランスでAppStoreやMeta等大手プラットフォーマーによる競争阻害行為

②電波資源の公正な割当て

- ・ 韓国の5G周波数追加割当て、ドイツの周波数再割当て（新規参入者の公正なアクセス）

③ネットワーク整備コスト負担の在り方

- ・ 韓国のネットワーク利用料訴訟と欧州への波及、米国のUSF負担の在り方

④接続や卸の協定・設備開放等

- ・ 新規参入やM&Aのタイミング、料金水準や設備改修費用負担が定まっていない場合に発生

⑤クラウド大手と生成AI企業の提携による競争阻害の懸念

- ・ 米国FTCの調査進行中。欧州テック企業・欧州委員会が新たな競争阻害を懸念

(2) 米国の情報通信分野における紛争処理

米国の情報通信分野での紛争処理手続き及びその使い分けについて調査を行った。

紛争処理手続きについては、以下の五つに分類される。

- 一つ目は、連邦通信委員会 F C C が、通信法違反に関する紛争や、電柱架設に関する紛争についての紛争処理を行っており、調停、非公式申立て、公式申立てがある。
- 二つ目は、各州の公益事業委員会（P S C や P U C と略称が各州で異なる）が、州で閉じた通信の相互接続に関する紛争などについて、調停や仲裁の紛争処理を行っている。電気通信に限らず、電力や水道など様々な公益事業も対象としている。この公益事業委員会が紛争処理を行わない場合に、F C C が紛争処理を行うことができるという規定がある。
- 三つ目は、司法省の反トラスト局のアンチトラストディビジョンと連邦取引委員会 F T C が、それぞれ反トラスト法に基づいて事業者間の紛争を取り扱う。様々なセクターを対象とする中で情報通信も取り扱っているという位置づけであり、民事、あるいは行政的排除措置を行う。
- 四つ目は、民間の A D R 団体が、幅広くいろいろなセクターの紛争を取り扱う中で情報通信を取り扱う。情報通信分野であれば、特に米国仲裁協会 A A A が無線通信の業界団体の C T I A と共同で無線分野の A D R のためのルールであるワイヤレスインダストリーアビトラーションルールズを策定しており、この分野の A D R を行っている。
- 五つ目は、裁判所であり、法的拘束性や最終性を備える仕組みである。

紛争処理機関	長所	短所
連邦通信委員会 (FCC)	<ul style="list-style-type: none"> • 州際・国際通信における紛争処理を実施するための明確な法的管轄権と専門知識を有する。 • 過去に FCC が処理した紛争と類似する紛争事案であれば、比較的迅速な解決が望める。 	<ul style="list-style-type: none"> • 紛争事案が FCC で進行中の政策的課題等に関連する場合、時間を要する可能性。 • 紛争当事者が FCC の裁定を不服として連邦裁判所に上诉すると、更に時間を要する。
州公益事業委員会 (PSC/PUC)	<ul style="list-style-type: none"> • 州公益事業（州内通信を含む）に関する豊富な専門知識や背景知識を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> • 複数州に跨る紛争事案について各州の PSC/PUC に紛争処理を求めると、多額の費用を要する他、各州で異なる裁定が下りる可能性。 • 報道機関による権力の監視が十分でない恐れ（偏った裁定、「規制の虜(regulatory capture)」）。
司法省 反トラスト局 /連邦取引委員会 (FTC)	<ul style="list-style-type: none"> • 反トラスト問題について比類のない専門知識を有する。 • 司法省反トラスト局又は FTC が事業者からの申立てを受けて、民事提訴した場合、事業者の訴訟費用の負担はない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 反トラスト訴訟は、特定市場で反競争的な企業結合や慣行が存在していることを立証するために大量のデータ収集や分析、議論を必要とするため、一般的に判決までに長期を要する。
民間ADR団体	<ul style="list-style-type: none"> • 簡便な手続きや紛争当事者の都合に合わせた柔軟なプロセスを踏むことができるため、紛争の早期解決が可能。 • 電気通信分野の紛争処理を手掛ける民間ADR団体が複数存在し、市場競争が働き、サービスや料金の適正化が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 紛争当事者間の財力や社会的影響力の差が紛争処理プロセスに影響を及ぼす等、手続きが曖昧であったり不透明であったりして公平な合意内容が策定されない懸念。
連邦裁判所	<ul style="list-style-type: none"> • 裁判所の判決は、紛争を終局的に解決するための法的拘束性と最終性を備える。 • 裁判や裁判記録は原則として公開され、紛争処理プロセスの透明性が確保される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 電気通信に関する専門知識の不足や社会規範の変化及び技術革新への対応不足から審理が非効率的なものとなれば、通常の提訴(12~18か月)よりも時間や費用が必要。 • 訴訟がマスメディア等で報じられ注目を集めると、紛争当事者の名誉や評判が損なわれる可能性。

また、紛争処理手続きの使い分けについては、以下のように考えられる。

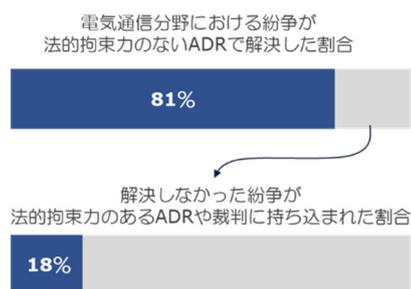
- 電気通信分野における紛争当事者は、裁判よりも A D R を積極的に利用する傾向があり、その背景には、電気通信分野の変化が激しさや、紛争当事者に

よる事前の戦略的な意図があると考えられる。

- 英国のロンドン大学が2016年に世界各国の紛争処理機関職員を対象に実施した調査では、電気通信分野における紛争を法的拘束力のないADRで解決した割合は81%、解決しなかった紛争（19%）が法的拘束力のあるADRや裁判に持ち込まれた割合は18%となっている。

- 電気通信分野における紛争当事者は、裁判よりも**ADR**を積極的に利用する傾向にある。
- **ADR**が積極利用される背景には、電気通信分野の変化の激しさや、紛争当事者による事前の戦略的な意図があると考えられる。

■英国ロンドン大学調査（2016年）



■ADRが積極利用される背景

1. 電気通信分野は他の産業分野に比べると技術や市場構造の変化が激しいため、紛争の解決には最新の技術・市場知識を有する専門家が必要となる。
⇒ 裁判官は電気通信分野の動向について必ずしも熟知していないが、FCC、PSC/PUC、民間ADR団体は高度な専門知識に基づいた助言や調整を行うことが可能であり、紛争当事者を相互に納得できる合意に導くことができる。
2. 紛争発生を予見する紛争当事者は、自らに有利な結果が得られるよう、事前に紛争解決方法について戦略的に検討している。
⇒ 事業者間で締結する契約書に、紛争発生時にはADRで紛争解決を図ることを明記するケースがある。

出所：University of London「Pre-empting and Resolving Technology, Media and Telecoms Disputes」

※ 図表は第244回委員会（令和6年7月30日）事務局説明資料からの抜粋

第3章 周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

1 事業者団体との連携、顔の見える周知

令和6年度は、特に顔の見える周知を強化することとし、事業者団体と連携して、事務局職員が、各団体開催の会合に参加し、直接、電気通信事業者等に対して委員会業務の説明や情報交換等をする取組を積極的に行った。

まず、全国規模の事業者団体である、(一社)テレコムサービス協会と連携し、令和6年10月10日に開催された同協会の第42回MVNO委員会において、電気通信事業者(MVNO)に対し、委員会の業務について、その機能やあっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の状況、事業者等相談窓口等のほか、MVNOと関係性の高い紛争事案にも触れながら、説明を行うとともに、情報交換等を実施した。さらに、それ以降開催されるMVNO委員会にも事務局職員が継続的に参加することとし、より円滑に情報交換や相談等を行える関係の構築等に努めた。

また、首都圏以外の事業者への周知をきめ細かく行うため、新たに(一財)富山県ケーブルテレビ協議会と連携し、令和7年2月25日に開催された同協議会の第8回情報交換会において、ケーブルテレビ事業者に対し、委員会の業務について説明を行うとともに、情報交換等を実施した。

2 電気通信事業者等への幅広い周知

より多くの電気通信事業者等に対する委員会活動の幅広い周知についても、積極的に取り組んだ。

電気通信事業を営むため電気通信事業法の規定により総務大臣に届出した全国の電気通信事業者に対して、所管部局に依頼して、委員会の機能や相談窓口等を記載した資料の送付を行った。これに加え、新たに委員会業務に関連する主な事業者団体に対しても、事務局から、同様に委員会の機能等を周知する資料を送付した。

3 総合通信局等と連携した周知

地方の電気通信事業者等における委員会の認知度向上を図る上で、総務省の地方支分部局である総合通信局等が果たす役割は大きいことから、総合通信局等と連携した周知にも積極的に取り組む必要がある。

このため、総合通信局総務課長等会議等、様々な機会をとらえ、総合通信局等に対し、委員会の周知用リーフレットの各管内電気通信事業者等へのより積

極的な展開や、当該事業者等に対する委員会業務の周知機会の更なる設定などについて、重ねて協力依頼を行った。

4 外部の研修における業務説明

ODAの一環としてJICAが実施するエチオピアへの国別研修「通信規制分野における技術・管理運営能力強化」において、委員会の機能、あっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の状況・事案、事業者等相談窓口等についての説明を行った。

第4章 委員会に関する制度改正等

○ 仲裁法の改正に伴う電気通信紛争処理委員会決定の一部改正

(1) 令和5年4月に成立した仲裁法の一部を改正する法律(令和5年法律第15号。令和6年4月1日施行。以下「仲裁法改正法」という。)により、仲裁法(平成15年法律第138号)において、終局的な仲裁判断の前における紛争の対象物の損耗等を防止し、仲裁判断の実効性の確保のため、仲裁廷が命令可能な「暫定保全措置」の類型及び当該措置の命令要件等の整備がされたことを受け、電気通信紛争処理委員会仲裁準則(平成15年電気通信事業紛争処理委員会決定第3号。以下「仲裁準則」という。)の一部を改正した。主な改正事項は以下のとおりである。

- ・仲裁法において暫定保全措置の類型が整備されたことを踏まえ、委員会において命令可能な措置を「仲裁法第24条第1項各号に掲げる措置」(暫定保全措置)と規定すること等の規定の整備
- ・仲裁廷が、所定の事情等により、暫定保全措置の命令(暫定保全措置命令)の取消し、変更又はその効力を停止することを可能とするとともに、当該取消し等した場合に、暫定保全措置命令の申立人に対し、当該申立人の責めに帰すべき事由により当該命令を受けた者が受けた損害の賠償を命ずることを可能とすること等の規定の整備

(2) また、令和5年6月に成立した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第53号)により、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定による裁判所が行う手続等のデジタル化の措置を受け、仲裁における当該手続等に当該措置を反映する規定の整備の一環として、仲裁廷又は当事者が、裁判所に対し、その実施を申し立てることができる証拠調べについて、民事訴訟法の規定による「調査の囑託」、「証人尋問」、「鑑定」、「書証」及び「検証」に加え、「電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ」を追加する規定の整備のため、仲裁準則の一部を改正した。

(3) 上記(1)の改正に伴い、電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領(令和4年電気通信紛争処理委員会決定第2号)の一部を改正した。主な改正事項は以下のとおりである。

- ・仲裁法改正法による改正後の仲裁法の規定及び上記(1)の仲裁準則の改正後の仲裁準則の規定振りへの変更
- ・仲裁法改正法により仲裁法に追加された規定等のうち対象手続となる暫定保全措置命令関係の手続の追加